



平成29年度第2回

和歌山県任期付短時間勤務職員採用試験案内 和歌山県任期付短時間勤務職員（資格免許職）採用試験案内

(問い合わせ先) 和歌山県人事委員会

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073(441)3763(直通)

- 和歌山県任期付短時間勤務職員は、和歌山県庁や県内の地方機関で、育児短時間勤務を行う職員の代替職員として勤務する職員で、**正規職員と同様の職務に従事します。**
- 採用については、おおむね平成30年3月から開始しますが、職員の育児短時間勤務の取得状況によっては、必ずしも平成30年3月になるとは限りません。
- 任期はおおむね2か月以上1年以内で、採用時に決定することになりますが、職員の育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で、任用期間が延長される場合があります。

○受付期間 12月15日(金)～1月5日(金) ※持参による申込みはできません。

○第1次試験日時 平成30年1月21日(日) 午後1時

○第1次試験場所 和歌山会場 和歌山県民文化会館(和歌山市小松原通1-1)
田辺会場 田辺商工会議所(田辺市新屋敷町1番地)

1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員、職務内容等

試験区分	勤務地区分	採用予定人数	主な職務内容・勤務地
高校卒業程度 一般事務	和歌山	2人程度	本庁(和歌山市)における事務
資格免許職 社会福祉士	和歌山	1人程度	子ども・女性・障害者相談センター(和歌山市)における児童相談業務

- (注) 1 申込みできる試験区分は、このうち一つに限ります。申込書の受理後に「試験区分」の変更はできません。
 2 上記表の採用予定人員及び勤務地は、職員の育児短時間勤務の取得状況により変更する場合があります。
 3 勤務地は、組織の統廃合等により、他の地域に変更をお願いする場合があります。
 4 採用後の職務内容等については、本人の希望を配慮したうえで決定しますが、希望どおりにならない場合があります。
 5 採用後の職務には、パソコン操作に関する基本的な知識が必要となります。

2 受験資格

- (1) 次の試験区分については、申込み時に資格要件を必要とします。

試験区分	資格要件
社会福祉士	社会福祉士の資格取得者

- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。(イ～オは、地方公務員法第16条に規定する人)

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- エ 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験日時、試験地、合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成30年1月21日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	平成30年1月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに 合格者 に通知します。
第2次試験	平成30年2月上旬	和歌山市	平成30年2月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに 受験者全員 に通知します。

※ 第1次試験の会場は、本書末尾の「試験会場案内図」をご覧ください。

※ 合格発表は、和歌山県のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>）の「新着一覧」でもお知らせします。

4 試験の方法、内容

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 ※検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とします。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

※ 試験の内容は、高等学校卒業程度とし、資格免許職の試験区分のうち、社会福祉士については大学卒業程度で行います。

5 合格者の決定方法

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定します。

ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となります。

6 受験手続と受付期間

原則、電子申請システムにより申し込んでください。（ダウンロードしたファイルを印刷する必要がありますので、プリンターが必要です。）インターネットを利用できない場合は郵送により申し込んでください。

電子申請システムによる申込み【推奨】

和歌山県ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>）の「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」から画面上の指示に従って申込手続を行ってください。

受 付 期 間	12月15日（金）午前10時 ～ 1月5日（金）午後4時まで ※受付期間中に正常に受信したものに限り受け付けます。 ※ご使用の機種や環境によっては、対応できないことがあります。その場合は郵送で申し込んでください。 ※申込者側の機器の停止や通信障害などによるトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申込手続を行ってください。
申 込 手 続 等	①申込の到達 申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した【申込完了通知メール】が自動送信されます。 ※【申込完了通知メール】が届かない時は、申込みが到達していない可能性がありますので、速やかに和歌山県人事委員会事務局まで連絡してください。 ②申込の審査完了 申込内容の審査後、【受付審査完了通知メール】を送信します。 ③受験票の発行 受験票・写真票は受付期間終了後に電子申請システム内で発行します。 受験票・写真票を発行した場合は、【受験票発行通知メール】を送信しますので、電子申請システムの「申込内容照会」から、①の【申込完了通知メール】に記載されている整理番号とパスワードを入力して、申込詳細画面に進み、受験票ファイル・写真票ファイルをダウンロード・印刷してください。

④写真票の作成

写真票は、枠線に沿って切り取り、③の受験票に記載している受験番号、氏名等を記入し、必ず顔写真を貼ってください。

⑤試験当日

作成した**受験票と写真票を必ず持参**してください。写真票に顔写真が貼られていない場合は受験できません。

※**申込の到達、審査完了、受験票発行の通知は、電子メールで行いますので、受信できる環境に設定**しておいてください。

※電子申請システムの利用者登録を行った上で、申込みをした場合は、①の【申込完了通知メール】に整理番号とパスワードは記載されませんので、利用者IDとパスワードを入力して電子申請システムにログインした後、「申込内容照会」画面に進んでください。

郵送により申込み場合は、申込用紙（申込書、受験票及び写真票）をミシン目に沿って折り、角形2号（A4用紙が入る大きさ）封筒の表に「**任期付短時間勤務職員受験申込み**」と**朱書き**し、**必ず簡易書留郵便で、和歌山県人事委員会事務局（〒640-8585※専用郵便番号のため住所記入は不要）**まで送付してください。

1月5日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

<郵送による申込みの場合の注意>

- ・写真票に**必ず顔写真を貼付**してください。
- ・**受験票の裏面（ハガキ面）に自分の住所、氏名を記入し、62円切手を必ず貼付**してください。
- ・上記で指定した方法以外による不着の問題には、一切対応できません。

<申込用紙の入手方法>

- ・和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から申込用紙等を印刷してください。
- ・また次の場所で配布しています。
和歌山県人事委員会事務局、和歌山県パスポートセンター、和歌山県庁正面玄関サービスステーション、各振興局地域振興部総務県民課、海草振興局建設部海南工事事務所、東牟婁振興局申本建設部総務用地課
- ・郵便で請求する場合は、封筒の表に「**任期付短時間勤務請求**」と**朱書き**し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号、縦33cm×横24cm程度の大きさ）を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局へ請求してください。

（注）この採用試験において取得した個人情報、職員採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。また、受験に際し提出された書類は、和歌山県人事委員会事務局において一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。

7 合格から採用まで

(1) 高校卒業程度の試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が順次決定されます。

採用は、おおむね平成30年3月から開始されますが、職員の育児短時間勤務の取得状況により、各々の採用時期に違いがあります。

また、職員の育児短時間勤務の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合があります。（採用候補者名簿の有効期間は原則1年です。）

(2) 資格免許職採用試験の最終合格者の採用は、おおむね平成30年3月から開始されますが、職員の育児短時間勤務の取得状況により、変更する場合があります。

職員の育児短時間勤務の取得状況によっては、採用されない場合があります。

(3) 任期

おおむね2か月以上1年以内

なお、職員の育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で、任用期間が延長される場合があります。

(4) 勤務時間及び採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（平成29年4月1日現在）です。

試験区分	勤務地区分	勤務時間	休日	給料月額	適用給料表
一般事務	和歌山	月曜日から金曜日までの午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末及び年始	74,440円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表
社会福祉士	和歌山				

（注）1 勤務時間は上記のとおりですが、時間外勤務（休日の勤務を含む。）をしていただく場合があります。

2 勤務時間については変更する場合があります。

3 上記の給料月額は、平成29年4月1日現在の額です。

4 このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。（扶養手当、住居手当等は支給されません。）

8 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例第25条の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する人は、以下により受験者本人が、受験票または本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求してください。

試験の種類	開示請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1か月 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く) 午前9時(開示期間の初日は合格発表後)から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

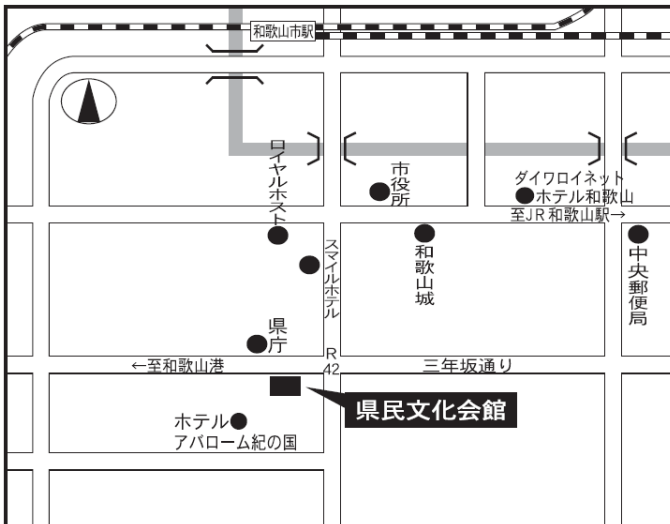
9 その他

任期付短時間勤務職員から一般職員への切り替えは一切ありません。

試験会場案内図

和歌山会場

和歌山県民文化会館
(和歌山市小松原通1-1)



田辺会場

田辺商工会議所
(田辺市新屋敷町1番地)



- 案内図は略図ですので正確な場所は各自で確認しておいてください。
- 会場には駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場もしくは公共交通機関を利用してください。
- 試験会場内又は会場周辺の駐車場での事故等については一切責任を負いません。
- 試験室によっては時計がない場合がありますので、時計が必要な方は各自で持参してください。なお、時計は計時機能だけのものに限りです。
- 試験会場内での喫煙及び試験時間中の携帯電話等の通信機器の使用は禁止します。
- 試験会場周辺で、有料にて合格通知等の受付を行っている場合がありますが、当人事委員会とは一切関係ありませんので注意してください。